

那須町宿泊税条例（案）の概要について

1 趣旨

国内外から選ばれ続ける観光地として発展していくことを目指し、歴史ある温泉や雄大な自然環境など多様な観光資源を磨き上げ、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、「那須町宿泊税条例」を制定する。

2 制定内容

条項	規定概要
第1条 目的	国内外から選ばれ続ける観光地として発展していくことを目指し、歴史ある温泉、雄大な自然環境など多様な観光資源を磨き上げ、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づき、宿泊税を課する
第2条 定義	「旅館業」「住宅宿泊事業」「宿泊」「宿泊料金」の各用語を定義
第3条 納税義務者等	宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課する
第4条 課税免除	(1) 年齢12歳未満の者 (2) 学校教育法に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行等の学校行事に参加しているもの

条項	規定概要												
第 5 条 税率	宿泊者1人1泊につき、次の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする <table> <tr> <td>宿泊料金が10,000円未満の場合</td><td>100円</td></tr> <tr> <td>宿泊料金が10,000円以上20,000円未満の場合</td><td>300円</td></tr> <tr> <td>宿泊料金が20,000円以上30,000円未満の場合</td><td>500円</td></tr> <tr> <td>宿泊料金が30,000円以上50,000円未満の場合</td><td>800円</td></tr> <tr> <td>宿泊料金が50,000円以上100,000円未満の場合</td><td>1,500円</td></tr> <tr> <td>宿泊料金が100,000円以上の場合</td><td>3,000円</td></tr> </table>	宿泊料金が10,000円未満の場合	100円	宿泊料金が10,000円以上20,000円未満の場合	300円	宿泊料金が20,000円以上30,000円未満の場合	500円	宿泊料金が30,000円以上50,000円未満の場合	800円	宿泊料金が50,000円以上100,000円未満の場合	1,500円	宿泊料金が100,000円以上の場合	3,000円
宿泊料金が10,000円未満の場合	100円												
宿泊料金が10,000円以上20,000円未満の場合	300円												
宿泊料金が20,000円以上30,000円未満の場合	500円												
宿泊料金が30,000円以上50,000円未満の場合	800円												
宿泊料金が50,000円以上100,000円未満の場合	1,500円												
宿泊料金が100,000円以上の場合	3,000円												
第 6 条 徴収の方法	特別徴収の方法による												
第 7 条 特別徴収義務者	旅館業等を営む者、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者												
第 8 条 特別徴収義務者の申告等	(1) 旅館業等を営もうとする者の申告 (2) 異動の申告 (3) 営業の休止、再開、廃止の届出												
第 9 条 納税管理人	特別徴収義務者が町内に住所等を有しない場合は、納税に関する一切の事項を処理させるために定め、町長に申告し、承認を受けなければならない												

条項	規定概要
第10条 申告納入	毎月月末までに、前月の1日から末日までの分の納入申告書を提出し、納入金を納入しなければならない (一定要件を満たす場合は3か月ごとの申告納入が可能)
第11条 不足金額等の納入の手続	地方税法第733条の17、第733条の18又は第733条の19の規定に基づく納入の告知を受けた場合の納入期限及び納入方法
第12条 徴収不能額等の還付又は 納入義務の免除	(1) 宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなった場合について正当な理由がある場合 (2) 徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由がある場合
第13条 特別徴収義務者の帳簿の 記載義務等	宿泊施設ごとに帳簿を備え付け、納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3か月を経過した日から5年間保存する ◇帳簿の記載事項：宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額など
第14条 間接地方税及び夜間執行 の制限を受けない地方税	宿泊税は条例で指定する法定外目的税とする

条項	規定概要
第15条 賦課徴収	那須町宿泊税条例に定めるもののほか、地方税法、地方税法施行令、那須町税条例の定めによる
第16条 委任	那須町宿泊税条例に定めるもののほか、施行に必要な事項は規則で定める
第17条 納税管理人に係る不申告 に関する過料	10万円以下の過料
第18条 帳簿の記載義務違反等 に関する罪	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
附則第1項 (施行期日)	規則で定める日 ※附則第3項から第5項までの規定は公布の日
附則第2項 (適用区分)	施行日以後の宿泊(施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く)

条項	規定概要
附則第3項 附則第4項 (経過措置)	公布の日において旅館業等を営んでいる者又は同日から施行日までの間において旅館業等を営もうとする者は施行日の前日までに第8条第1項に規定する申告書を提出しなければならない
附則第5項 (準備行為)	施行日前においても行うことができる行為 ・ 第7条第2項の規定による特別徴収義務者の指定 ・ 第9条第1項の規定による納税管理人の承認 ・ 宿泊税を徴収するために必要な行為
附則第6項 (拘禁刑に関する経過措置)	刑法等の一部を改正する法律の施行日以後における拘禁刑に関する経過措置
附則第7項 (検討)	施行後3年を経過した場合において、宿泊税に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要な措置を講ずる。その後においても、5年ごとに同様の検討を行う

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行し、同日以後の宿泊(施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。)について適用する。

那須町宿泊税条例（案）

（目的）

第1条 町は、国内外から選ばれ続ける観光地として発展していくことを目指し、歴史ある温泉、雄大な自然環境等多様な観光資源を磨き上げ、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び那須町税条例(昭和29年条例第31号。以下「税条例」という。)において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって、規則で定めるものをいう。

（納税義務者等）

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

（課税免除）

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(税率)

第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 宿泊料金が10,000円未満である場合 100円

(2) 宿泊料金が10,000円以上20,000円未満である場合 300円

(3) 宿泊料金が20,000円以上30,000円未満である場合 500円

(4) 宿泊料金が30,000円以上50,000円未満である場合 800円

(5) 宿泊料金が50,000円以上100,000円未満である場合 1,500円

(6) 宿泊料金が100,000円以上である場合 3,000円

(徴収の方法)

第6条 宿泊税の徴収は、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第7条 宿泊税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)は、旅館業又は住宅宿泊事業の経営者とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

第8条 前条第1項の規定により特別徴収義務者となるべき者にあつては宿泊施設の経営を開始しようとする日の前日までに、同条第2項の

規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては指定を受けた日から10日以内に、宿泊施設ごとに、町長に申告しなければならない。

2 前項の規定による申告をした者は、その申告した事項に異動があつたときは、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

3 第1項の規定による申告をした者は、当該宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者は、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

5 第1項の規定による申告をした者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(納税管理人)

第9条 特別徴収義務者は、町内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、町内に住所等を有する者(個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に町長に申告し、又は町外に住所等を有する者(個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有する者を納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に町長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(申告納入)

第10条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他町長が必要と認める事項を記載した納入申告書を町長に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。

2 特別徴収義務者が、規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより町長の承認を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、同表の右欄に掲げる日までに、町長に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。ただし、宿泊施設の経営を1箇月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1箇月以内に、これを申告し、かつ、納入しなければならない。

12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

3 町長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による承認を取り消すことができる。

(不足金額等の納入の手続)

第11条 特別徴収義務者は、法第733条の17、第733条の18又は第733条の19の規定に基づく納入の告知を受けた場合には、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する期限までに納入しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第12条 町長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者

の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 特別徴収義務者は、前項の規定により還付又は納入の義務の免除を申請する場合は、当該還付又は納入の義務の免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添えて、町長に申請しなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。
- 4 町長は、第1項の規定による申請があった場合には、同項又は前項に規定による措置を採るかどうかについて、当該申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第13条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え付けて、次に掲げる事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を第10条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3箇月を経過した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数並びに宿泊税額
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類を当該宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3箇月を経過した日から2年間保存しなければならない。

- (1) 宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数並びに宿泊税額が記載されているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第14条 宿泊税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号の条例で指定する法定外目的税とする。

(賦課徴収)

第15条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び税条例の定めるところによる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第17条 第9条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていない者が同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由なく申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な理由なく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同項の帳簿を隠匿した者

(2) 第13条第1項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかった者

(3) 第13条第2項の規定により作成すべき書類について正当な理由なく作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成した者又は同項の書類を隠匿した者

(4) 第13条第2項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかった者

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項に規定する違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の宿泊(施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。)について適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の公布の日において現に旅館業若しくは住宅宿泊事業を営んでいる者又は同日から施行日までの間において旅館業若しくは住宅宿泊事業を営もうとする者は、第8条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、同項に規定する申告をしなければならない。
- 4 前項の規定により申告した者は、その申告した事項に異動があったときは、直ちにその旨を申告しなければならない。

(準備行為)

- 5 特別徴収義務者の指定、納税管理人に係る承認その他宿泊税を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(拘禁刑に関する経過措置)

- 6 施行日が刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日(以下この項において「刑法施行日」という。)以後における刑法施行日前にした行為に対する第18条第1項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。

(検討)

- 7 町長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の推移等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。